解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

岩手県宮古市川井第六地割一三八番地の一

社団法人繋報徳社

代表清算人　佐々木　登

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月二十八日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

宮城県名取市下増田字大橋本二二九番一

名取市下増田臨空土地区画整理組合

代表清算人　洞口光太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十六日付の埼玉県知事の認可により平成二十四年三月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

埼玉県南埼玉郡白岡町西一丁目七番一二号

医療法人社団功人会

清算人　松村　功人

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

東京都渋谷区神山町五番五号

財団法人アジア二十一世紀奨学財団

代表清算人　角田　英一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十三日開催の臨時総会の決議、平成二十四年二月十六日付け東海総合通信局長及び、静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

静岡県静岡市駿河区曲金三丁目一番五〇号

社団法人静岡県情報化推進協会

清算人　西川　宏幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

愛知県江南市古知野町古渡八九番地

特定非営利活動法人尾北シニアネット

清算人　能祖　優

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

三重県津市久居新町一一五二番地一

特定非営利活動法人あゆみ

代表清算人　水谷多真子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十二日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

三重県津市新家町二一三五番地

清算法人新家土地改良区

代表清算人　玉井　幸次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

和歌山県田辺市新屋敷町一番地

財団法人田辺市社会教育振興会

代表清算人　中村久仁生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十九日開催の財団法人徳島県企業公社理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

徳島市藍場町一丁目四番地

財団法人徳島県企業公社

清算人　黒田　芳照

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十一日

熊本市中央区新屋敷一丁目一六番二〇号

財団法人熊本土地区画整理協会

代表清算人　冨田　正己

配当公告

富山市寺町八二二番地七〇A、前住所富山県射水市高場新町二丁目四番地　破産者　佐々木利信

右の者に対する富山地方裁判所平成二十三年（フ）第二二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二、四一一、五〇六円

一、配当することのできる金額

金三、三八九、〇四〇円

平成二十四年四月十一日

富山県富山市新桜町二番二六号新和ビル五階

和醍法律事務所

破産管財人　藤井　輝明

配当公告

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲九二四四番地一　破産者　株式会社イイダベッド

右の者に対する長野地方裁判所飯田支部平成二十二年（フ）第一一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八八、八六六、六六四円

一、配当をすることのできる金額

金一〇、一四四、〇二九円

平成二十四年四月十一日

長野県飯田市下殿岡九三番地一〇

破産管財人　長谷川敬子

配当公告

福岡市博多区博多駅前二丁目三番七号　破産者　株式会社ワールド・ハイテック

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十二年（フ）第三三〇一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四六、〇〇二、一九五円

一、配当することのできる金額

金六七、六一九、五八六円

平成二十四年四月十一日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八階

破産管財人　川副　正敏

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社第13回及び第14回社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第13回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び東日本高速道路株式会社第14回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十四年三月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十四年四月十一日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄